

北海道生物多様性保全ダイアログ

第7回 再生可能エネルギー導入における生物多様性保全への配慮
～北海道環境審議会での議論から～

報告②

生物多様性保全計画における気候変動対策との両立に関する検討状況

吉中厚裕

酪農学園大学環境共生学類教授／北海道環境審議会自然環境部会長

北海道生物多様性保全計画

- 2010年7月策定(2015年9月一部変更)
- 生物多様性基本法第 13 条に基づく、都道府県、市区町村が生物多様性の保全及び持続可能な利用に関して策定する基本的な計画(生物多様性地域戦略)

Global

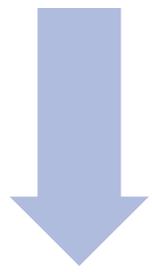


National



Local

昆明-モンリオール生物多様性枠組



生物多様性国家戦略



生物多様性地域戦略



KUNMING – MONTRÉAL

19 DEC 2022 | STATEMENTS | NATURE ACTION

Adoption of the “Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework” (GBF)



昆明-モンリオール世界生物多様性枠組

環境省中央環境審議会自然環境部
会生物多様性国家戦略小委員会
(第6回) 資料より吉中作成

Vision 2050

2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる自然と共生する世界

Four Goals

生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護

A

生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与が評価・維持・強化

B

遺伝資源、デジタル配列情報 (DSI)、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により生物多様性保全と持続可能な利用に貢献

C

年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

D

Mission 2030

必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること

Targets 2030



生物多様性への脅威を減らす

- Targets 1-8
- 30 by 30 ・ 劣化した生態系の30%を再生 . . .



人々のニーズを満たす

- Targets 9-13
- 生態系サービス ・ 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI) . . .



ツールと解決策

- Targets 14-23
- 資金動員 ・ 有害な補助金削減 ・ ジェンダー . . .

Target 8

気候変動と海洋酸性化が生物多様性に及ぼす影響を最小化し、自然ベースの解決策や生態系ベースのアプローチを含む緩和策、適応策、災害リスク軽減策を通じて、生物多様性の回復力を高める。

生物多様性国家戦略2023-2030 の概要

第1部 戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

基本戦略

基本戦略1
生態系の健全性の回復

状態目標（3つ）

行動目標（6つ）

基本戦略2
自然を活用した社会課題の解決（NbS）

状態目標（3つ）

行動目標（5つ）

基本戦略3
ネイチャーポジティブ経済の実現

状態目標（3つ）

行動目標（4つ）

基本戦略4
生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

状態目標（3つ）

行動目標（5つ）

基本戦略5
生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

状態目標（3つ）

行動目標（5つ）

※全40目標の内容については次ページ参照

国別目標

関連施策

第2部 行動計画

5つの基本戦略の下に25ある行動目標ごとに、関係府省庁の関連する施策を掲載

関連施策からビジョンまで一貫通貫で整理

1 気候変動対策と生物多様性保全のシナジーの強化

森林や沿岸生態系を始めとする自然生態系の気候変動緩和策(吸収源対策)としての機能を発揮させるため、保護地域の指定などにより自然生態系を健全な状態に保全する。(中略)また、沿岸生態系においてブルーカーボンの隔離・貯留機能を持つ藻場・干潟や、自然由来で炭素蓄積される湿地等の保全・再生を推進する。

また、流域治水の取組など気候変動適応策の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、遊水地等による雨水貯留・浸透機能の確保・向上、海岸防災林・マングローブ林・サンゴ礁による高潮・津波の減衰や海岸侵食の防止、人口減少により生じた空間的余裕を活用した自然再生を含め、気候変動により激甚化・頻発化が進むとされる災害に対してレジリエントな地域を作る「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)」の実装を推進する。(後略)

2 気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフの回避・最小化 (1)

自然の恵みの持続的な享受と気候変動緩和策のトレードオフを回避・最小化し、両立させるため、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による生物多様性への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成に十分配慮した地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す。このため、環境影響評価制度等により、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションを確保する。また、個別法による立地規制や、事業法による事業規律の確保の取組との連携を行う。あわせて、環境保全と再生可能エネルギーの導入促進を両立するため、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを行い、区域を設定する取組(ゾーニング)や環境影響評価制度等に活用できる基礎的な情報を幅広く提供するためのデータベースの整備を進める。

2 気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフの回避・最小化 (2)

また、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)に基づき、地域住民等の地域の関係者や有識者などが参加する協議会の場で合意形成を図りながら、環境省や都道府県が定める環境配慮のための基準に基づき、市町村が、促進区域を定めること等により、地域の合意形成を円滑化しつつ、環境に適正に配慮し、再生可能エネルギー事業を促進する。特に、生物多様性及び生態系サービスとの関係では、再生可能エネルギー発電設備の設置を促進すべき場所と自然の恵みを享受するために回避・配慮すべき場所の考え方について、将来的な国土利用の在り方を踏まえた上で整理を行い、適切な立地選択や生物多様性保全への配慮のための情報提供やガイドライン作成・活用を推進し、適地に誘導する。また、自然生態系以外の分野において気候変動適応策を実施する際に、人工構造物の設置等による生物多様性への影響を回避するなど、気候変動適応策とのトレードオフの回避・最小化を図る。

生物多様性国家戦略 2023-2030
基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決(NbS)

ビジョン

自然と共生する社会の実現

基本戦略

基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決(NbS)

状態目標

- 2-1 国民や地域がそれぞれ地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している
- 2-2 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている
- 2-3 野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している

行動目標

- 2-1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する
- 2-2 森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する
- 2-3 気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める
- 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
- 2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

具体的施策

行動目標2-1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する

【具体的施策】

2-1-1 気候変動対策と生物多様性保全の一体的な取組[重点]

気候変動と生物多様性の損失の関連、生態系の回復等が気候変動への適応及び緩和に重要な役割を果たすことを踏まえ、気候変動適応計画において、NbSを、防災・減災や暑熱対策等の適応策としても活用することの意義や、調査研究及び地域実装を推進する方針を定め、取組を進める。【環境省】

行動目標2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する

【具体的施策】

2-4-1 地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進

地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業に関する制度の下、地域における円滑な合意形成を図りつつ、生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業を促進する。【環境省】

(目標)

地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業に関する制度の下、地域における円滑な合意形成を図りつつ、生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮した促進区域の設定を行い、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入が拡大できている。

行動目標2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する

【具体的施策】

2-4-3 再生可能エネルギー発電設備の立地選択における生物多様性配慮の主流化

生物多様性の保全及び生態系サービスの持続的な享受と、再生可能エネルギー発電設備の導入とのトレードオフを回避するため、地図上での情報の見える化を含め、適切な立地選択の方法をまとめた指針を取りまとめるとともに、見える化に必要なデータを提供する。また、トレードオフの回避に係る情報を事業者だけでなく投資家等に提供することで、投融資を通じた生物多様性保全と気候変動対策の両立を促進する。【環境省】

Global



National



Local

昆明-モンリオール生物多様性枠組



生物多様性国家戦略



生物多様性地域戦略



北海道生物多様性保全計画の変更について

令和5年（2023年）6月8日（木）
令和5年度第1回北海道環境審議会

北海道環境生活部自然環境局自然環境課

次期北海道生物多様性保全計画（案）の概要

【基本方針】

生物多様性国家戦略2023-2030に対応した地域戦略。

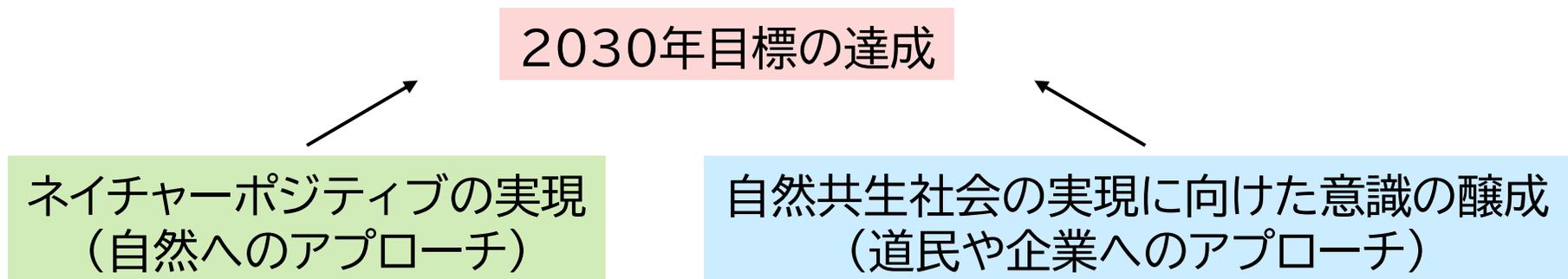
2050年に目指す姿である「自然共生社会の実現」に向けて、2030年までの目標を設定

○2050年目標 「自然共生社会の実現」

道民や企業が、自然の恩恵(生態系サービス)を享受し、それを理解している社会

○2030年目標 「ネイチャーポジティブの実現及び自然共生社会の実現に向けた意識の醸成」

生物多様性の損失を止め、反転させるための直接的な戦略を進めつつ、2050年目標の実現に向けた基盤造りのため、道民や企業の意識を変える戦略を進める。



次期計画（案）と国家戦略・変更に係る論点との関係

国家戦略

基本戦略1 基本戦略2 基本戦略3 基本戦略4 基本戦略5

論点

1. 国際目標の実現
2. 生態系サービスの最大化
3. グローバルな視点
4. 気候変動対策とのシナジー
5. 30by30目標を考慮した施策の実施
6. 北海道としての役割の追求

【基本戦略1】
生態系への影響の緩和

【基本戦略2】
保護区の指定・OECMを活用した土地利用・管理の推進

【基本戦略3】
生態系ネットワークを元手とする課題解決と恩恵の可視化

【基本戦略4】
自然と関わる機会の創出

次期北海道生物多様性保全計画（案）の骨格概要図

【2050年に目指す北海道の姿 = 自然共生社会】

○ 道民や企業が、本道の生態系サービスを楽しみ、それを理解している社会

次期計画の役割はここまで

【2030年目標】

○ ネイチャーポジティブの実現及び自然共生社会の実現に向けた意識の醸成
(本道の生物多様性が回復し(回復の軌道に乗り)、かつ、道民や企業が自然や野生生物との共生は暮らしや産業のためになることを理解している状態)

ネイチャーポジティブの実現
(自然へのアプローチ)

<基本戦略1>
生態系への影響の
緩和

<基本戦略2>
保護区指定・OECM
を活用した土地利
用・管理の推進

自然共生社会の実現に向けた意識の醸成
(道民や企業へのアプローチ)

<基本戦略3>
生態系ネットワーク
を元手とする課題解
決と恩恵の可視化

<基本戦略4>
自然と関わる機会の
積極的な創出

〔戦略を強力に推進する取組〕

〔道の関連施策〕

「生態系別施策」、「重要地域の保全施策」、「横断的・基盤的施策」別に提示

ネイチャーポジティブの実現（自然へのアプローチ）

【考え方】

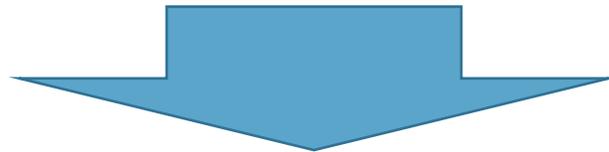
現時点で、生物多様性の損失を止め、反転させる必要がある。

【基本戦略1】「生態系への影響の緩和」

道内において生態系の劣化を食い止めるため、その原因となっている開発等に伴う改変速度の低減や、野生動物の個体数管理及び外来種対策等を進め、**種の保存を図るとともに**気候変動対策と生物多様性保全とのトレードオフの回避・最小化を図る。

【基本戦略2】「保護区の指定・OECMを活用した土地利用・管理の推進」

本道の自然環境の特色を活かす独自の基準により、保護区の指定やOECMの認定を行い、その管理をすることで、健全な生態系を確保する。
ここで設定する区域は、生態系ネットワークとして地域課題解決等の元手とする。



自然共生社会の実現に向けた意識の醸成（道民や企業へのアプローチ）

【考え方】

本道における生活や事業で、生態系サービスを持続的に享受し、自然共生社会を実現させるためには、道民や企業がその重要性を理解している必要がある。

【基本戦略3】「生態系ネットワークを元手とする課題解決と恩恵の可視化」

生態系サービスを社会課題の解決手段として活用するため、流域単位に着目し、その流域の保護区・OECM等からなる生態系ネットワークから、地域の社会課題や地域振興に貢献する生態系サービスを抽出し、その貢献度を可視化する。
また、自然再生を通じた生態系サービスの補強も行う。

【基本戦略4】「自然と関わる機会の創出」

多様な主体が常に自然と関わり、その恩恵を（具体的に）実感する機会を（積極的に）創出する。これにより、自然と共生することが生態系サービスを持続的に享受することにつながり、自らのメリットとなることへの気付きとなる。

次期北海道生物多様性保全計画（案）の推進

【計画の期間】

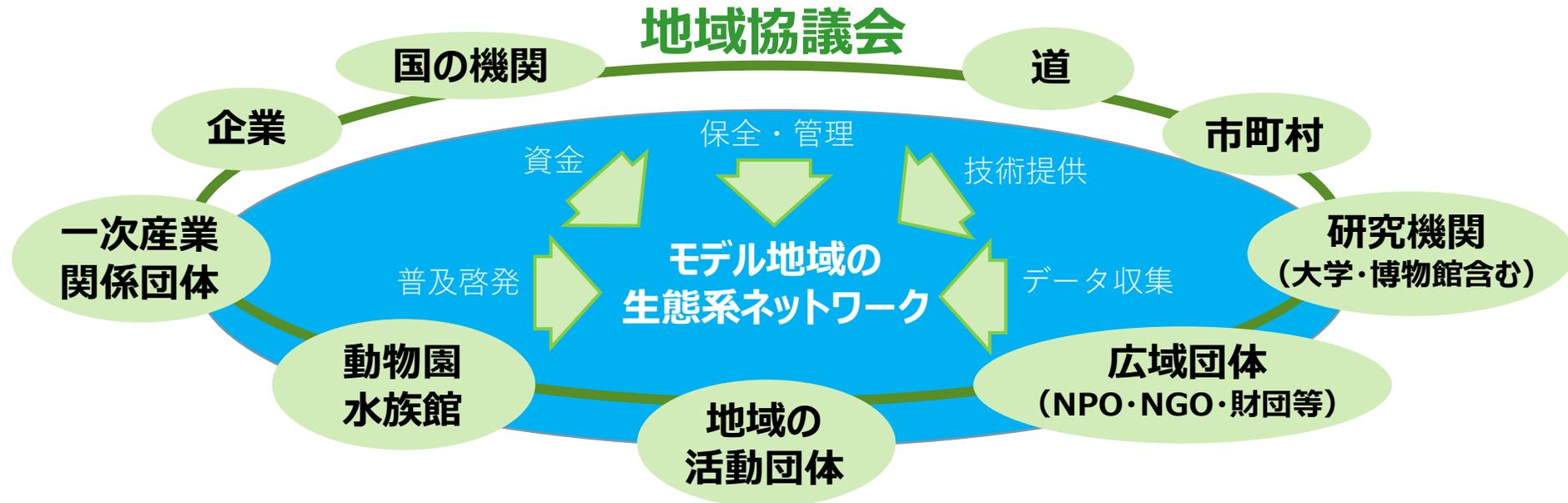
当面の目標を設定した2030年度末までの概ね7年間

【計画の進捗管理と見直し】

計画期間の途中で、2024～2026年度の取組について進捗状況の中間評価を行い、最終年に当たる2030年度に点検・評価を実施。その結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直し実施。

【計画の推進体制】

様々な主体が、戦略を推進する取組や関連施策に関わり、モデル地域の生態系ネットワークに対する重層的なアプローチで、2030年目標への到達を目指す。



【気候変動対策との関連等】

- 北海道の生物多様性に関する喫緊の課題である気候変動対策と生物多様性保全との間のシナジーの不足・トレードオフに踏み込むべき。
- 温暖化対策、たとえば地域脱炭素化促進区域の基準に関する議論との整合性を図るべき。

北海道環境審議会が出された主な意見(抜粋) (2)

【構成・内容等】

- 国家戦略に準拠しつつ北海道の状況を踏まえた具体的なものにすべき。
- 「状態目標」・「行動目標」を明確にすべき。
- 北海道として行う具体的な施策が見えない。国家戦略で言う「行動計画」の部分が必要。
- 各基本戦略を推進するための具体的な施策、活動を明確にすべき。
- 具体的な目標、その達成のための具体的な施策、評価のための指標を明確にすべき
- 「生態系サービス」に限定されない多様な自然環境・生物多様性の価値の保全が重要(関係価値、NCP、QOLなど)。
- 北海道における産業活動、市民の行動が世界の生物多様性に与える影響についても考慮すべき。

【策定手順等】

- 前保全計画の評価に基づくべき。
- どこに優れた自然環境が残されているのか、どこに希少な動植物が生息・生育しているのか、優れた自然環境であるのに保全対象となっていない地域はどこか等の科学的なデータに基づいた議論を行うべき。
- 出来上がった「保全計画」そのものより、それに至る策定プロセス、特に道民の主体的な参画が重要。
- 今年9月の審議会で答申というのは無理がある。もっとじっくり丁寧に策定すべき。
- 定期的な評価、見直しが必要。
- 生物多様性は道庁の様々な部局に関連しており、オール道庁で実行していかないと達成はできない。

昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール

- A**
- 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
 - 人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
 - 遺伝的多様性の維持、適応能力の保護
- B** 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化
- C** 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献
- D** 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
- 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
- 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全（30 by 30目標）
- 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
- 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
- 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
- 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
- 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じたを通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

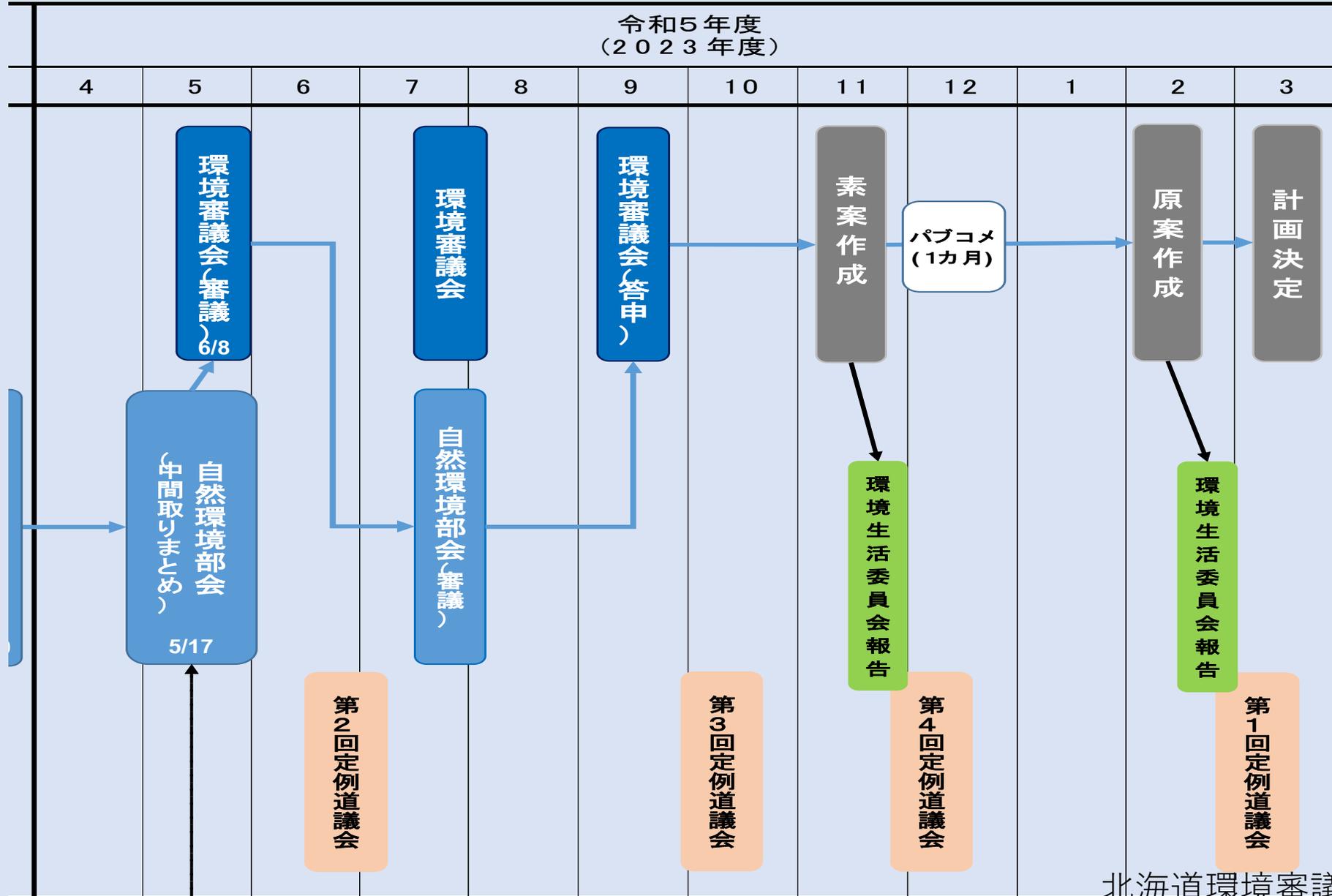
- 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
- 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
- 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
- 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
- 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

- 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
- 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
- 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
- バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
- 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
- あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
- 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
- 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
- 先住民及び地域社会、女性及び女兒、子ども及び若者、障害者の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
- 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

北海道環境審議会での今後の審議予定

R5(2023)年5月12日現在



ご清聴ありがとうございました

吉中厚裕

a-yoshinaka@rakuno.ac.jp

補足スライド

生物多様性条約

1993

- 条約第6条
 - ✓ 「各締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための国家的な戦略を作成し、国の政策に組み入れること」

1995

- 日本
 - ✓ 1995年に生物多様性国家戦略を策定・閣議決定、以降国内外の情勢に応じて改定(2002・2007・2010)

2010

- 「生物多様性戦略計画2011-2020」が採択(第10回締約国会議)
 - ✓ 「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定

2022

- 第15回締約国会議(2022.12)で「昆明-モンリオール生物多様性枠組」が合意
 - ✓ (新)国家戦略→(新)北海道生物多様性保全計画



昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール

- A** 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護
- B** 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化
- C** 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献
- D** 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1.すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
- 2.劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
- 3.陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全（30 by 30目標）
- 4.絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
- 5.乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
- 6.侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
- 7.環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
- 8.自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

- 9.野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
- 10.農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
- 11.自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
- 12.都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
13. 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

- 14.生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
- 15.事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
- 16.適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
22. 先住民及び地域社会、女性及び女兒、子ども及び若者、障害者の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
23. 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1.すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
- 2.劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
- 3.陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全（30 by 30目標）
- 4.絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
- 5.乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
- 6.侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
- 7.環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
- 8.自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

- 9.野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
- 10.農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
- 11.自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
- 12.都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
13. 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

- 14.生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
15. 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
- 16.適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
22. 先住民及び地域社会、女性及び女兒、こども及び若者、障害者の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
23. 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

23 action-oriented global targets

1. 生物多様性への脅威を減らす

Target 8

気候変動と海洋酸性化が生物多様性に及ぼす影響を最小化し、自然ベースの解決策や生態系ベースのアプローチを含む緩和策、適応策、災害リスク軽減策を通じて、生物多様性の回復力を高める。

生物多様性基本法
(平成二十年法律第五十八号)

(生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係)

第十二条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。

2 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

(生物多様性地域戦略の策定等)

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

(後略)

(生物多様性国家戦略の策定等)

第十一条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。

2 (略)

3 環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(生物多様性保全計画)

第9条 知事は、生物多様性基本法(平成20年法律第58号)第13条第1項に規定する生物多様性地域戦略として、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「生物多様性保全計画」という。)を定めなければならない。

2 (略)

3 知事は、生物多様性保全計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、生物多様性保全計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

目 的

- 生物多様性の損失を食い止め、回復させるために、社会全体が参加し、各国政府、準国家機関、地方自治体による緊急かつ変革的な行動を喚起し、可能にすること。
- 条約の3つの目的をバランスよく、かつ完全に実施すること。
- 行動・結果指向であり、あらゆるレベルにおいて、政策、目標、ターゲット、生物多様性国家戦略および行動計画の改訂、開発、更新、実施を指導・促進し、より透明で責任ある方法であらゆるレベルにおける進捗状況の監視と見直しを促進すること。
- 生物多様性条約とその議定書、その他の生物多様性関連条約、その他の関連する多国間協定および国際機関の間の首尾一貫性、相補性、協力を促進し、それらのマンデートを尊重し、枠組みの実施を強化するために多様な主体間の協力とパートナーシップの機会を創出すること。

第15回生物多様性条約締約国会議決議(15/30)

生物多様性と気候変動

今までの締約国会議での決定(VII/15、IX/16、X/33、XI/19、XII/20、XIII/4、14/5)、特に、気候変動への適応、緩和、災害リスク削減のための生物多様性、生態系の機能およびサービスの重要な役割を想起し、

- 締約国、非締約国、国際機関に対し、生物多様性と気候変動に関する意見および情報の提出を要請
- 生物多様性条約事務局長に対し、これらの意見および情報を取りまとめ、その結果を科学的・技術的・技術的助言に関する補助機関(SBSTTA)に提供するよう要請
- SBSTTAに対し、第16回締約国会議に先立って開催される会合で、上記の意見及び情報、並びに生物多様性及び気候変動に関する関連する科学的及び技術的情報に基づき、生物多様性及び気候変動に関する項目をさらに検討するよう要請

昆明-モンリオール生物多様性枠組の実施促進のための 地方自治体のエンゲージメント

- 条約履行の一義的な責任は各国政府にあるが、地方自治体の関与を推進することが様々な理由により重要であることに留意し、
- 「昆明-モンリオール生物多様性枠組」の実施にあたって全てのレベルの政府の主体的な取り組みが必要であることを再確認し、
- 地方自治体の有する重要な役割を再確認し、
 - ✓ (例)モニタリング・報告・メインストリーミング、資源動員、能力開発・コミュニケーション、教育、普及啓発、情報公開
- 「生物多様性のための地方自治体の行動計画(2023-2030)」を採択
- 各国政府に自治体への支援を要請

生物多様性のための地方自治体の行動計画(2023-2030)

目 的

- サブナショナル政府、都市、その他の地方自治体の関与の向上
- 締約国、地域機関、国際機関、国連、開発機関、学界、ドナー間の地域的・世界的な調整と教訓の共有の向上
- 生物多様性に関する地方政府の行動を促進する政策手段、ガイドライン、プログラムの特定、強化、普及
- 地方政府、都市、その他の地方自治体の能力を構築することで、各国政府の条約履行を支援
- 普及啓発プログラムの開発を促進

行動計画

- サブナショナル政府、市、その他の地方自治体の関与を反映した国家戦略の策定と実施
- 様々なレベルの政府間の調和、および生物多様性の主流化
- 資源動員
- 能力開発
- コミュニケーション、教育、普及啓発
- 意思決定のための評価と情報の改善
- モニタリングと報告

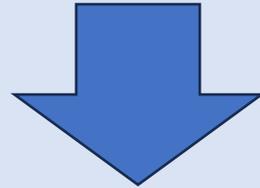
実施について考慮すべき事項

先住民及び地域社会の貢献と権利

- 生物多様性の管理者及び保全、回復及び持続可能な利用という面でのパートナーとしての先住民及び地域社会の重要な役割と貢献を認識する。
- 先住民及び地域社会の権利、生物多様性についての伝統的知識を含む知識、工夫、世界観、価値観及び慣行が、尊重され、文書化され、自由意思による事前の十分な情報に基づく同意を得て保存されることを確保しなければならない。

なぜ生物多様性地域戦略が必要なの？目的は？

法律に、条例にそう書いてあるから？
生物多様性条約で求められているから？



- 生物多様性の状況は地域固有
- 人と自然に関わる様々な地域の課題に対応することが必要
- 地域の未来を創造
- 地域の様々な主体のネットワークの形成
- 日本や世界という広域の視点で、生物多様性に寄与
- 縦割り行政の打破

北海道生物多様性保全計画の変更に係る論点

1 国家戦略と地域戦略の連携によるポスト2020 目標の実現

生物多様性の損失を低減し回復させるための社会変革(transformative change)が必要とされる中、次期生物多様性国家戦略の国別目標を踏まえ、国と地方自治体が連携した取組を基本とすることが求められる。

2 生態系をつなぐ~連関した取組と生態系サービスの最大化

現行の生物多様性保全計画は、生態系別に実施方針を持つ特徴があるが、2050 年ビジョン(自然との共生)達成に向け移行が必要な分野での取組を踏まえ、その生態系間の連関とそれにより受け取る恵み(生態系サービス)を意識した取組が必要(そのテーマや手法として Eco-DRR、シンボル種の設定、OECM などが想定される)。

3 グローバルな視点

新型コロナウイルス感染症による影響はもとより、道民の暮らしや道内産業の存続と発展には、グローバルな視点での生物多様性が関わっていることを、これまで以上に意識し行動していくことが社会変革には必要であり、ワンヘルス概念やプラネタリーヘルス概念の浸透が求められる。また、種や生態系の様々なつながりの中から育まれる生態系サービスの理解が社会に浸透するためには、教育や普及啓発が重要。

4 すべての取組での気候変動対策(緩和・適応)とのシナジーを意識

気候変動については、生物多様性に対する脅威の中でも、生態系の存続自体が危ぶまれるという点で深刻であり、一方で生態系を活用した適応策(EbA)が気候変動による人々や生物多様性、生態系サービスへのリスクを低減すると指摘されていることを踏まえ、各取組で本来の目的に加え、温暖化効果ガスの吸収や排出抑制、人や生態系の適応策の助けとなる進め方を常に検討し、相乗効果を生み出すことを意識する。

特に気候変動で生じる新たな生態系の再生に自然の力を活かすなど、各分野の緩和策・適応策による生態系への影響を最小化しながら、北海道の自然や生態系を活用した再生や防災減災を考えて行くことが重要。

5 30by30目標を適切に考慮した施策の実施

それぞれの場所において健全な生態系を確保し回復させていくことは重要である。ポスト2020 生物多様性枠組1次ドラフトでは、2030 年までに陸と海の30%の保全を目指す「30by30」を目標案の1つとして掲げ、国もこの目標の国内達成に向けた基本コンセプトやロードマップを公表している。こうした国内外の情勢を踏まえ、道内で効果的に健全な生態系を確保していく必要があるところ、30%という目標を適切に考慮しながら、既設保護区の保全管理を進めることも含め、効果的な範囲や手法などを検討する必要がある。

6 現状を認識した上での北海道としての役割の追求

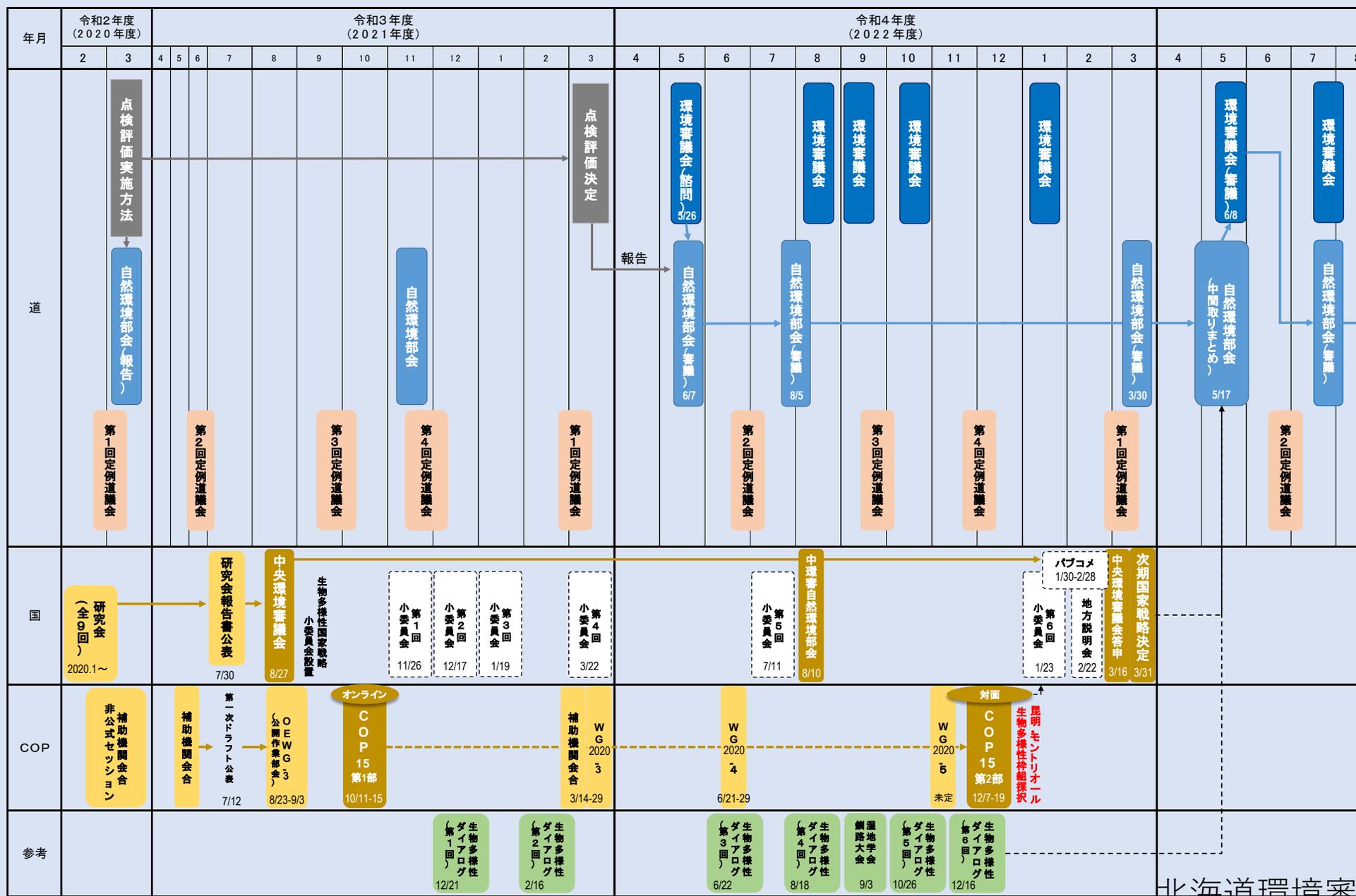
現在道が管理している保護区や種の現状把握、モニタリングを充実させ、併せて人口減少などの社会情勢や渡り鳥保護などでのアジア~オセアニア地域の種間協力なども加味した上で、北海道の特徴を活かした目指すべき自然共生社会の実現に向け、施策の検討(優先順位の検討を含む)と目標の設定を行っていく必要がある。

4 すべての取組での気候変動(緩和・適応)とのシナジーを意識

気候変動については、生物多様性に対する脅威の中でも、生態系の存続自体が危ぶまれるという点で深刻であり、一方で生態系を活用した適応策(EbA)が気候変動による人々や生物多様性、生態系サービスへのリスクを低減すると指摘されていることを踏まえ、各取組で本来の目的に加え、温暖化効果ガスの吸収や排出抑制、人や生態系の適応策の助けとなる進め方を常に検討し、相乗効果を生み出すことを意識する。

特に気候変動で生じる新たな生態系の再生に自然の力を活かすなど、各分野の緩和策・適応策による生態系への影響を最小化しながら、北海道の自然や生態系を活用した再生や防災減災を考えて行くことが重要

北海道環境審議会での今までの審議



北海道地球温暖化防止対策条例
(通称:ゼロカーボン北海道推進条例)
令和5年3月17日改正

北海道環境審議会答申
(令和4年8月23日 環境審第14号)

北海道環境審議会事務局提示案
(令和4年8月12日開催)
資料1-2

(基本理念)第2条の2

ゼロカーボン北海道の実現は、次に掲げる事項を基本とした取組により推進されなければならない。

(1) 道民、道、事業者などの全ての関係者の自主的かつ積極的な参加及び密接な連携の下に行われること。

(2) 環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上を統合的に推進する必要があるとの認識の下に行われること。

(3) 道内に豊富に存在する再生可能エネルギー源、森林その他の地域資源の有効な活用が図られること。

イ 基本理念

2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて、全ての関係者が主体的かつ積極的な参画と密接な連携の下に取組を進めること、特に気候変動対策を進めることによる生物多様性保全への影響の回避・最小化など本道の豊かな自然環境の保全と経済・生活の向上を統合的に推進していくこと、本道に豊富な再生可能エネルギーや森林など地域資源の有効活用を図ることなどを旨とする基本理念の新設が必要である。

イ 基本理念

2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて、全ての関係者が主体的かつ積極的な参画と密接な連携の下に取組を進めること、本道の豊かな自然環境の保全と経済・生活の向上を統合的に推進していくこと、本道に豊富な再生可能エネルギーや森林など地域資源の有効活用を図ることなどを旨とする基本理念の新設が必要である。